

公示送達書

以下の内容について、北海道告示式（昭和 46 年 1 月 4 日告示第 1 号）の 2 により、インターネットを利用して示達します。

漁 港 第 3 9 3 号  
令和 6 年（2024 年）8 月 7 日

代執行費用納付命令書

住所 山形県東田川郡庄内町余目字町 193 番地  
氏名 野坂 友明 様

北海道知事 鈴木 直道

令和 5 年（2023 年）11 月 14 日漁港第 412 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第 5 条の規定により、代執行費用を下記のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあります。

記

- 納付期日 令和 6 年（2024 年）8 月 27 日
- 納付金額 金 5,357,000 円
- 納付方法 納入通知書による。  
なお、納入通知書は当庁水産林務部水産局漁港漁場課管理係において保管し、申出があればいつでも交付します。
- 代執行 令和 5 年（2023 年）11 月 28 日施行

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日（1 による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は採決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は採決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

水産林務部水産局漁港漁場課管理係  
担当：主査（財産）  
電話：011-231-4111